

都市計画法第62条第1項の規定により，京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業の認可に係る図書の写しの送付がありましたので，同条第2項の規定により，次のとおり縦覧に供します。

平成25年7月12日

京都市長 門川 大作

1 都市計画事業の種類及び名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業

3・3・178号 四条通

2 事業地

(1) 収用の部分

京都市東山区宮川筋1丁目及び川端町，中京区柏屋町，米屋町及び東大文字町並びに下京区斎藤町，橋本町，真町，御旅町，御旅宮本町，貞安前之町，奈良物町，立売東町，立売中之町，立売西町及び長刀鉾町

(2) 使用の部分

なし

3 事業施行期間

平成25年5月30日から平成28年3月31日まで

4 図書の縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市建設局道路建設部道路環境整備課

（建設局道路建設部道路環境整備課）